

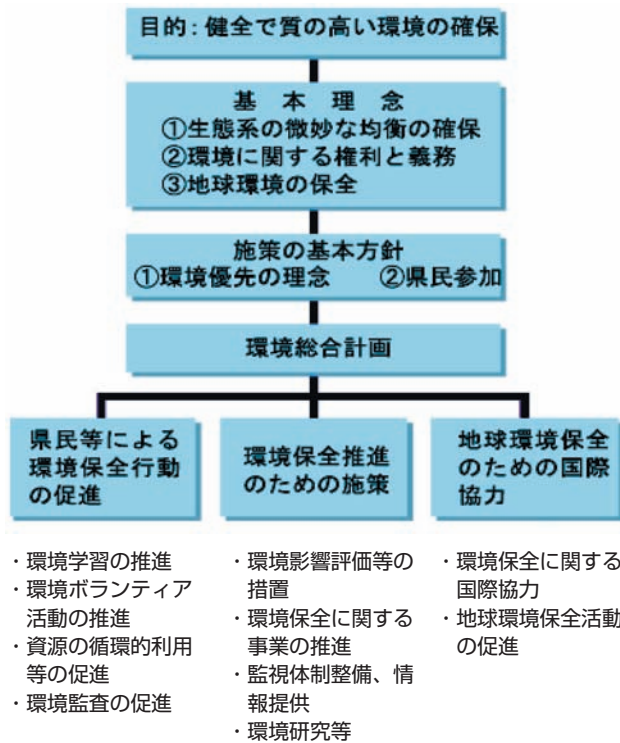
## 滋賀県環境基本条例

平成8(1996)年3月、健全で質の高い環境の確保を目指して、滋賀県環境基本条例を制定しました。

この条例では、環境に関する基本的な考えと県民、事業者、県の役割および責務を定め、環境の保全を推進するための施策を掲げています。

**WEB** [http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/jyorei/jyo\\_top.htm](http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/jyorei/jyo_top.htm)

### ◆環境基本条例体系図

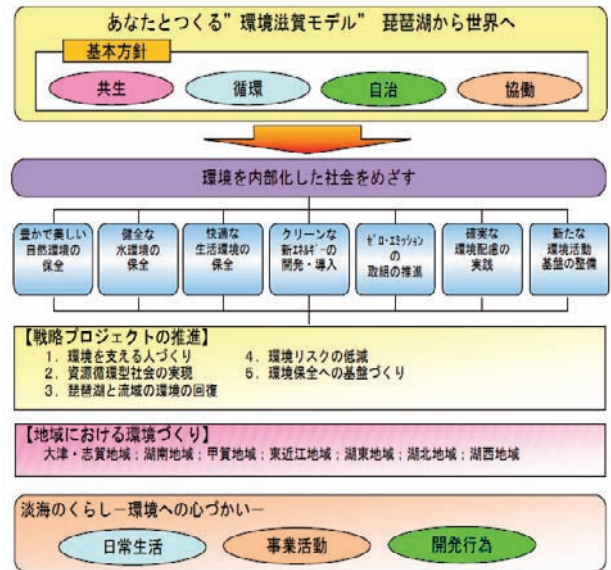


## ■目標達成に向けた基本的考え方

新滋賀県環境総合計画では、現在の環境問題が、私たち一人ひとりが原因者であるとともに影響を受ける者となるという特徴をもっていることから、目標達成に向けた基本的考え方を、「環境を内部化した社会をめざす」としました。

環境を内部化した社会では、環境と社会とを一体のものとして捉え、日常の活動を行う中で、あらゆる人が環境改善に取り組み、自らの活動によって生じる環境負荷を減少させています。

## ■計画の体系



## 持続可能な滋賀社会ビジョン

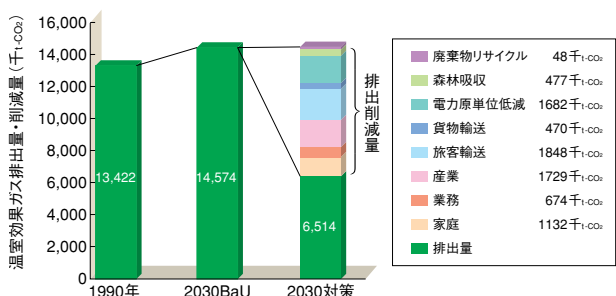
地球温暖化など地球規模での環境変化や、琵琶湖流域での環境変化に対応し、滋賀県が持続可能に発展する社会の実現を目指して平成20(2008)年3月に「持続可能な滋賀社会ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは2030年の目指すべき社会像を描き、持続可能に発展するための道筋を明らかにするとともに、着手すべき施策や今後の展開方向を示しました。

社会像を実現する目標として、2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量（1990年比）の50%削減を目指す「低炭素社会の実現」と、健全な生態系や安全・安心な水環境の確保と、人と琵琶湖の関わりの再生を目指す「琵琶湖環境の再生」の2つを掲げています。

ビジョンに示される2030年の滋賀の姿や施策の展開方向については、次期「滋賀県環境総合計画」等の指針として反映し、具体的な施策の実施につなげていきます。

## ■温室効果ガス排出量と部門別削減量



注) BaUとは「Business as Usual (現状維持)」の略で、温室効果ガス排出量削減のための追加対策がとられない場合を示している。

## 新滋賀県環境総合計画

平成16(2004)年3月に前計画を改定し、「新滋賀県環境総合計画」を策定しました。本計画に基づき、環境施策の総合的な展開を図っています。

### ■長期的な目標

21世紀半ばにおける「湖国の環境像」の実現を目指し、持続可能な発展をする社会を構築します。

### 私たちが目指す 湖国の環境像

琵琶湖は、安心して飲み水にできる水質が確保され、ビワマスなどの固有の生物が健全に生息している。また、空気はすがすがしく、身近な里山などでは小動物が生き生きと活動し、大空を鳥たちが飛びかっている。

まちは、子どもと遊べる原っぱや水辺が再生され、さまざまな産業が、環境に調和した形で生き生きとまわっている。

県民は、便利さや効率だけを追い求めるのではなく、くらしの中で環境への負荷をできるだけ減らし、自然に学び、自然と共に生きることを誇りとしている。このような取組の結果として、湖国の風景が、落ち着いたある滋賀らしいものとしてだれもが確認できる状態となっている。

滋賀県の地勢

琵琶湖のあらし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

確実な環境配慮の実践

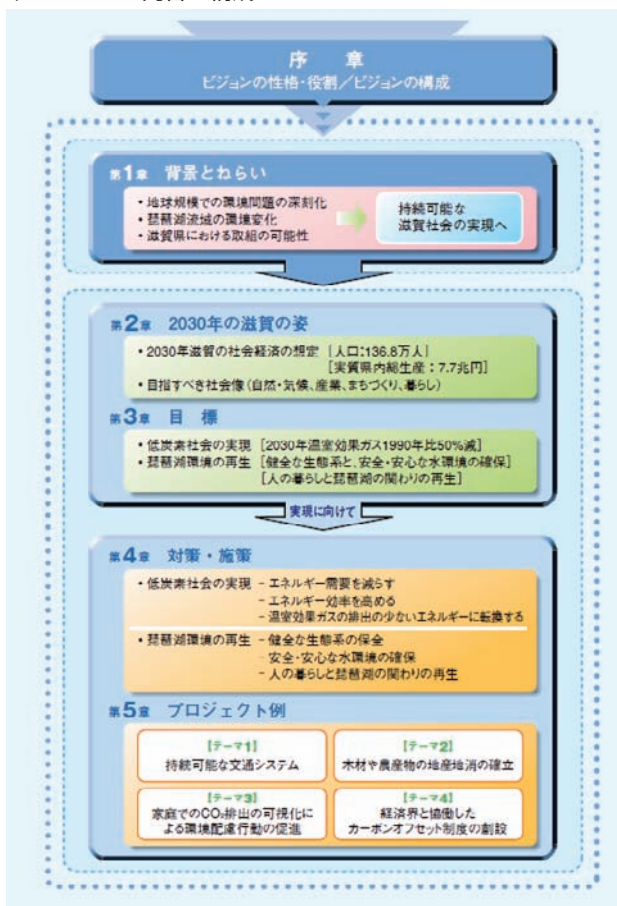
新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

滋賀の環境のあゆみ

◆ビジョンの内容と構成



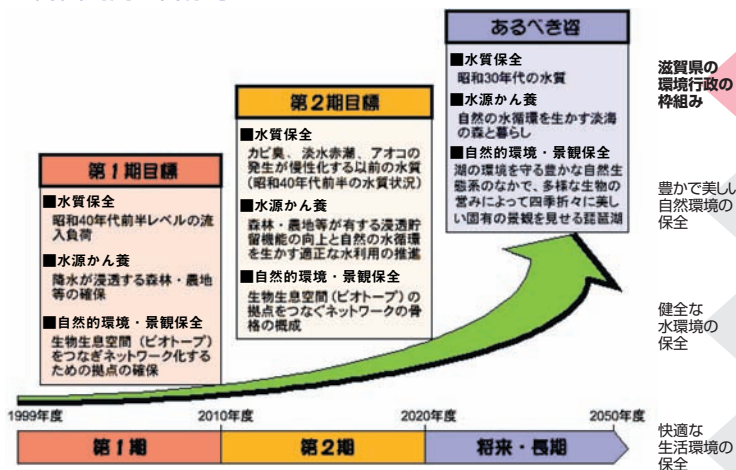
■マザーレイク21計画の理念

- 《基本理念》琵琶湖と人との共生  
(琵琶湖を健全な姿で次世代に継承します。)
- 《基本方針》①共感 (人々と地域との幅広い共感)  
②共存 (保全と活力ある暮らしの共存)  
③共有 (後代の人々との琵琶湖の共有)
- 《全県をあげた取組—協働—》

県民、事業者の方の主体的な取組を基本に、各主体が積極的に取り組み、これを支援するため、県と市町は連携を図ります。

河川流域単位に、県民、事業者、市町、県等の各主体が一体となって取り組みます。

■計画期間・目標等



マザーレイク21計画

県民の皆さんが参画して、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための琵琶湖総合保全の指針として、平成12(2000)年3月に「マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画)」を策定しました。この計画では、河川流域単位での県民・事業者の主体的な取組と行政の各種施策を計画の両輪に据えています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/mother21/top.html>

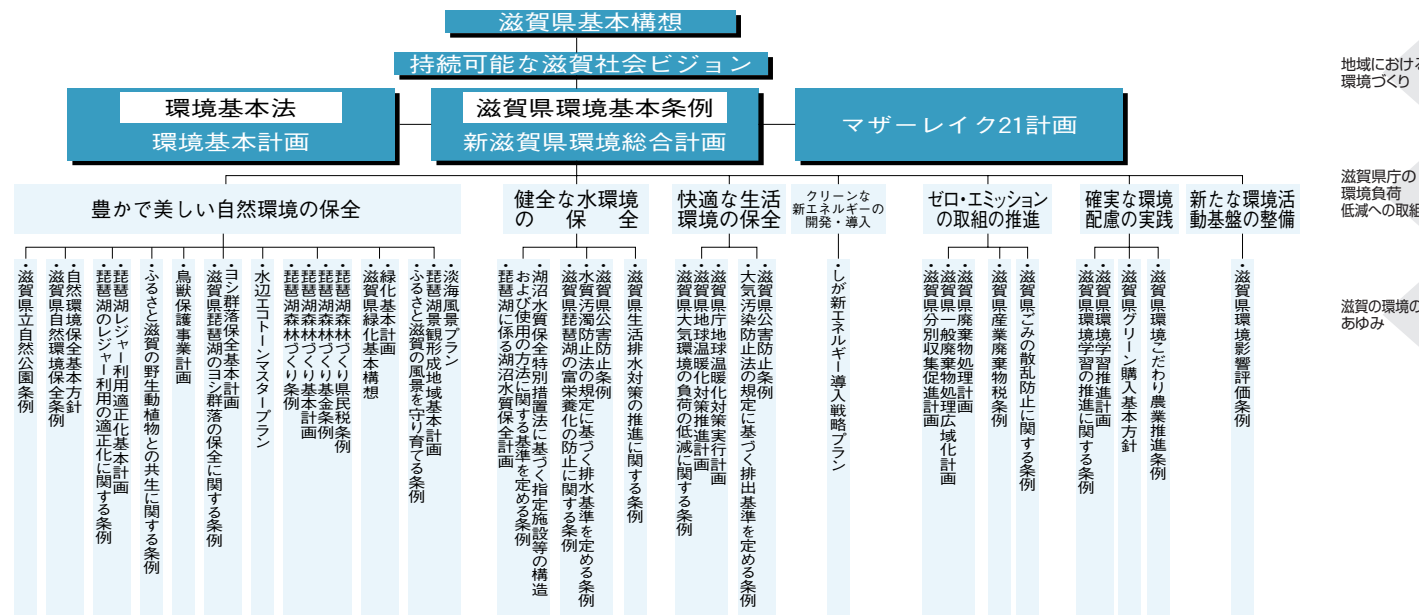
ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用

滋賀県庁では、ISO14001に基づく環境マネジメントシステム(EMS)の認証を平成10(1998)年3月に工業技術総合センターで受けて以降、全職員参加のもとEMSの構築、運用を進めています。平成16(2004)年3月には県のすべての機関(警察本部を除く)に適用範囲を拡大しました。

今後も、EMSの適切な運用と継続的な改善を図り、環境への取組を重視した県政を推進していきます。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/new-energy/iso14001.html>

環境関連条例・計画の体系



滋賀県の地勢  
琵琶湖のあらし  
滋賀県の環境行政の枠組み  
豊かで美しい自然環境の保全  
健全な水環境の保全  
快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入  
ゼロ・エミッションの取組の推進  
確実な環境配慮の実践  
新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり  
滋賀県庁の環境負荷低減への取組  
滋賀の環境のあゆみ